

議案第 23 号

おいらせ町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 20 年おいらせ町条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年おいらせ町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（教育施設）

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のおいらせ町職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。